

ゴルフ会員権を譲渡した場合の取扱い

～ゴルフ会員権を売ったことにより生じた損失は、事業所得や給与所得など他の所得と損益通算することができます。～

1 課税方法

ゴルフ会員権は、特定の会社の株主にならなければ、会員となれない会員権とその他の会員権とに区別されます。

これらの会員権を売ったときの所得は、いずれも譲渡所得として事業所得や給与所得などの所得と合わせて総合課税の対象となります。

2 計算方法

所得金額の計算は、その会員権の所有期間に応じて次のとおりとなります。

(1) 短期譲渡所得・・・所有期間が5年以内のもの

譲渡収入金額-(取得費+譲渡費用)-50万円(特別控除額)=課税される金額

(2) 長期譲渡所得・・・所有期間が5年を超えるもの

{ 譲渡収入金額-(取得費+譲渡費用)-50万円(特別控除額)}×1/2=課税される金額

3 損益通算

ゴルフ会員権を売ったことにより生じた損失は、事業所得や給与所得など他の所得と損益通算することができます。

ただし、ゴルフ場経営法人が破産した場合など損益通算できない場合があります。

4 その他

(1) ゴルフ会員権の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合には、その実態に応じて事業所得又は雑所得となります。

(2) 譲渡したゴルフ会員権が複数の場合や短期譲渡所得と長期譲渡所得の両方がある場合であっても、**特別控除の金額は全部で50万円が限度**となります

この場合、**先に短期譲渡所得から控除**します。

また、特別控除前の金額が50万円以下の場合は、特別控除前の金額が、特別控除の金額になります。